

令和3年度 市民税・県民税申告書の手引

次の4つのステップを確認し、期限内に申告をしましょう。

ステップ1…申告が必要かフローチャートで確認

ステップ2…申告に必要な書類を用意

ステップ3…申告書に記入

ステップ4…申告書を提出

申告期限

R3年 **3月15日**

郵送申告に御協力を！

申告書に、必要最低限の記入と添付書類を用意して返信用封筒で郵送するだけ！
これなら密を避けられ、待ち時間もなく申告できます。

ステップ1 申告が必要かフローチャートで確認

(この申告は令和2年1月～令和2年12月のあなたの生活状況に基づき行うものです。)

【スタート】

① 給与収入があった
(1か所のみ)

② 年金収入のみ
(障害年金・遺族年金受給者は③へ)

③ 収入がなかった

④ その他

勤務先で年末調整が済んでいる。

いいえ

申告不要です。

65歳以上
(昭和31年1月1日以前の生まれ)

年金の収入額が148万円以上ある。

はい

申告不要です。

65歳未満
(昭和31年1月2日以後の生まれ)

年金の収入額が98万円以上ある。

はい

申告不要です。

同居(又は市内在住)の親族が年末調整や申告であなたを扶養にしている。

はい

市民税・県民税申告が必要です。
申告書表面の『収入がなかった方の記入欄』へ記入してください。

いいえ

- 2か所以上の給与収入がある方
- 営業、農業、不動産等の収入がある方
- 給与収入と年金収入の2つがある方

市民税・県民税申告又は所得税の確定申告が必要です。(※)

(※)申告が必要な方に該当した方でも、以下の全てに当てはまる場合は、市民税・県民税又は所得税の申告は不要です。

- 前年中の収入が公的年金のみである。
- 65歳以上で、公的年金の収入が400万円以下である。
- 令和2年中に支払った国民健康保険料(税)、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の全額が公的年金から引かれている。
- 源泉徴収票に記載された控除内容のほかに追加する控除(配偶者、扶養、ひとり親、寡婦、障害、医療費、生命保険料等)がない。

ステップ2 申告に必要な書類を確認

① 本人確認できるもの (郵送の場合、添付は不要です。)

- 申告者のマイナンバーが分かるもの
マイナンバーカードの写し又は
通知カードの写し(番号確認)+運転免許証(等)の写し(身元確認ができるもの)
- 扶養する親族、専従者とする親族のマイナンバーが分かるもの
- 印鑑(シャチハタ不可)

② 収入が分かるもの

- 源泉徴収票(写)(給与所得者や年金受給者)
支払者から交付されます。お手元がない場合は、支払者に問い合わせてください。
※ 源泉徴収票がどうしても用意できない場合は、給与明細や通帳の写し
- 収入と必要経費が記載された帳簿類(営業所得、不動産所得、農業所得が該当)
※ 営業所得・・・飲食店業、サービス業、外交員、検針員、大工など

③ 控除として認められるもの(「収入がなかった方」は、記載・添付は不要です。)

- 社会保険料の領収書又は控除証明書
(国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、任意継続保険料、介護保険料)
- 生命保険料・地震保険料の控除証明書
- 医療費控除を受ける方
医療費控除の明細書、医療費通知(領収書は、自宅で5年間保管してください。)
- 障害者控除を受ける方
障害者手帳の写し、障害者控除認定書
- 寄附金控除を受ける方
寄附金の受領書・証明書

郵送申告なら、申告書への必要最低限の記入と添付書類を同封するだけ！

裏面ステップ3へ

【参考】市・県民税の非課税判定について

計算の方法 均等割+所得割

- 均等割 = 市民税 3,500円 + 県民税 1,500円
- 所得割 = (所得金額 - 所得控除額) × 10% - 調整控除

非課税の範囲 (地方税法等の改正により変更になることがあります。)

- 令和2年中の所得が「一定所得金額」以下の方
〔均等割非課税〕280,000円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族数^{*1}) + 100,000円 + 168,000円^{*2}
〔所得割非課税〕350,000円 × (本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族数^{*1}) + 100,000円 + 320,000円^{*2}
- 令和3年1月1日において、生活保護法による生活扶助を受けている方
- 障害者、ひとり親、寡婦、未成年者で、合計所得金額^{*3}が135万円以下の方
*1 扶養親族数には、16歳未満の扶養親族も含まれます。
*2 同一生計配偶者や扶養親族がいる場合のみ加算されます。
*3 分離課税の譲渡所得がある場合は、特別控除前の金額で判定します。

ステップ3 申告書に記入

収入があった方

はじめに

氏名・電話番号・個人番号を記入

1 収入・所得に関する事項

源泉徴収票(写)を添付

(添付台紙へ添付で記入不要)

2 控除に関する事項

●医療費…

医療費控除の明細書を作成し、申告書へ記入

●社会保険料…

支払金額を記入(証明書添付でも可)年金から差し引かれている分は記入不要

●生命保険料、地震保険料…

支払金額を記入(証明書添付でも可)保険会社等から届きます。

3 本人該当 4 扶養親族

該当する項目に記入

※ 営業・農業・不動産収入のある方、また、給与収入があるが、源泉徴収票がない方は、裏面に記載欄がありますので、必ず御記入してください。

年月日提出 令和2年1月1日現在

受付印

住所 坂戸市千代田1-1-1

現住所 同上

フリガナ サカド タロウ

氏名 坂戸 太郎

電話番号 049-283-1331

個人番号

長様 生 年 月 日 30 1 1 世帯主の氏名 坂戸 太郎

令和2年1月1日～令和2年12月31日の間に収入がありましたか?

収入が「あった」方の記入欄

1 収入・所得金額に関する事項

↓ 源泉徴収票等の資料を添付すれば記載不要

収入金額等	給与	力	収入金額	必要経費
公的年金等	キ			
雑業務	ク			
その他	ケ			

収入が「なかった」方の記入欄

扶養又は援助を受けていた。

扶養親族(扶養)の氏名 住所

その他 (該当する項目に○を付けてください)

遺族年金・(遺言)年金・(預貯金)・(生活保護)・(学生)・(雇用保険)・その他

3 本人該当、4 扶養親族の該当する項目に記入したら、申告は終わり

その他の所得がある方(裏面も御確認ください。)

2 控除に関する事項

↓ 社会保険・生命保険・地震保険料は控除証明書等を添付すれば記載不要

国民健康保険	50,000円
国民年金	180,000円
生命保険料控除	280,000円
医療費控除	80,000円
雑損控除	200,000円

3 本人該当 該当する項目に「○」又は「✓」を付けてください。(17及び18はいずれかのみ適用)

17 ひとり親控除

18 寡婦控除

19 障害者控除

20 勤労学生控除

4 扶養親族 別居の扶養親族等いる場合は裏面11に住所を記載してください。

氏名	坂戸 花子	生 年 月 日	28 2 2
氏名	坂戸 山太郎	生 年 月 日	55 3 3
氏名		生 年 月 日	
氏名		生 年 月 日	

裏面にも記載する欄がありますので、注意してください。

収入がなかった方

はじめに

氏名・電話番号・個人番号を記入

収入がなかった方の記入欄

令和2年中の生活状況を記入

●扶養を受けていた場合… 扶養者の氏名・住所・続柄を記入

●その他の場合… 当てはまる項目に○を付ける(なければその他に具体的に記載)

3 本人該当 4 扶養親族

該当する項目に記入

郵送するもの

□ 市・県民税申告書

□ 添付台紙

(証明書を添付したもの)

ステップ4 申告書を提出

返信用封筒に入れてポストへ

源泉徴収票や控除証明書等の必要書類を添付し、返信用封筒で坂戸市役所課税課あてに郵送してください。

※ 申告期間中、市役所窓口及び申告会場は例年大変混雑します。密を避けるためにも郵送申告に御協力ください。

1 収入・所得に関する事項 について ※ 詳細は坂戸市HPをご覧ください。

● 給与収入・公的年金収入 源泉徴収票(写)を添付

給与所得の計算方法

給与収入の合計金額	給与所得金額
550,999円以下	0円
551,000円～1,618,999円	収入金額-550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	A×60%+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	A×70%-80,000円
3,600,000円～6,599,999円	A×80%-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入金額×90%-1,100,000円
8,500,000円～	収入金額-1,950,000円

公的年金に係る雑所得の計算方法(A×B-C)

公的年金等の収入金額の合計(A)	割合(B)	控除額(C)
1,300,000円以下	100%	600,000円
1,300,001円～4,100,000円	75%	275,000円
4,100,001円～7,700,000円	85%	685,000円
7,700,001円～10,000,000円	95%	1,455,000円
10,000,001円以上	100%	1,955,000円

収入金額÷4,000=a(小数点以下四捨五入)
a×4,000=A
<所得金額調整控除>
扶養親族を有する(23歳未満)、本人が特別障害、特別障害である配偶者又は扶養親族を有するものうち、いずれかに該当する場合(給与収入-850万)×0.1を給与所得から控除する
※給与収入上限は1,000万

● 主な所得の計算方法 表面「その他の所得がある方」と裏面を確認してください。

主な所得の種類と計算方法

種類	内容	所得の計算方法
事業	営業等	経営、自由業などから生じる所得
不動産	地代、家賃、権利金など	収入金額-必要経費
配当	株式の出資金に対する利益の配当など	収入金額-必要経費
給与	給料、賞与、賞金	給与所得の計算方法
雑	公的年金等	遺族年金、障害年金を除く公的年金
一時	業務・その他	個人年金、事業に該当しない報酬
一時	生命保険契約に基づく一時金、懸賞の賞金など	公的年金等に係る雑所得の計算方法 [(収入金額-必要経費)-特別控除額]×1/2 ※特別控除額上限50万円

2 控除に関する事項 について ※ 詳細は坂戸市HPをご覧ください。

● 医療費控除とセルフメディケーション税制 ※ 医療費控除の明細書添付
・いずれかの選択となります。(領収書は5年間の保管)
・あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他親族のために、令和2年中に支払った医療費や通院費等が対象です。
・「医療費控除の明細書」、「セルフメディケーション税制の明細書」、「医療費通知(条件あり)」が必要です。
・セルフメディケーション税制を選択する場合は、「一定の取組」を行ったことを証明できる書類が必要です。

● 社会保険料控除 (控除額=支払額)
令和2年中に支払った社会保険料(国民健康保険料(税)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、任意継続保険料、国民年金保険料等)が対象になります。これは、生計を一にする配偶者や親族の分も含まれますが、その場合年金から特別徴収されている社会保険料は除かれます。
年金から差し引かれる社会保険料は、源泉徴収票に記載されていますので、源泉徴収票を添付してください。納付書により納めている保険料(料)について記載してください。

● 生命保険料控除 ※控除証明書添付 (控除限度額 70,000円)
令和2年中に申告者、配偶者その他の親族を受取人とする生命保険契約等の保険料、個人年金、介護医療保険料を支払った場合に控除されます。保険の契約日によって、「新」(控除限度額 28,000円)、「旧」(控除限度額 35,000円)に分かれます。

● 地震保険料控除 ※控除証明書添付 (控除限度額 25,000円)
令和2年中に支払った家屋や家財等について地震保険契約等の保険料の支払が対象になります。

3 本人該当 について

● ひとり親控除・寡婦控除 (控除額 ひとり親 300,000円 寡婦 260,000円)
配偶者と死別又は離別後再婚していない方や生死不明の方、子と生計を同じとする単身の方(事実婚を除く)で、合計所得が500万円以下の方を対象に、扶養親族との関係によって控除額が変わります。

● 障害者控除 (控除額 特別障害 300,000円 普通障害 260,000円)
障害者(身体、療育、精神)の方は、等級に応じ、「特別障害」又は「普通障害」として控除が適用されます。
・特別障害 (身体1・2級 療育(A)・A 精神1級)
・普通障害 (身体3・4・5・6級 療育B・C 精神2・3級)

● 勤労学生控除 (控除額 260,000円)
・学校教育法第1条等に規定する学校の学生が対象です。
・合計所得金額が75万円以下で、勤労によらない所得(不動産、配当等)が10万円以下である場合に適用されます。

4 扶養親族 について

● 配偶者控除・扶養控除 (控除額 330,000円 70歳以上の扶養は380,000円)
令和2年12月31日において、申告者と生計を一にする配偶者及び扶養親族で、合計所得金額が48万円以下(給与収入で103万円)の場合適用されます。配偶者控除については、所得者の合計所得金額が900万円を超える場合は控除額が減額となり、1,000万円を超える場合は0円となります。
※申告者と他者により二重に扶養することはできません。
・扶養控除の場合 同居者 450,000円 特定扶養 450,000円

● 配偶者特別控除 (控除額 30,000円～330,000円)
生計を一にする配偶者で、控除対象配偶者に該当しない人がある場合に、所得者の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じた金額を控除できます。
・所得者は合計所得金額1,000万円以下、生計を一にする配偶者は合計所得金額133万円以下の人に限ります。
・生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合は、配偶者控除の適用となります。